

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

8市の未来予測等に関する調査等委託

2 履行期限

令和3年3月26日

3 履行場所

横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市内ほか

4 業務趣旨

(1) 背景

東京都区部に近接し、大都市部として密接につながり、市域を越えた共通の課題を持つ横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市（以下「8市」）が、団塊ジュニア世代が全て高齢者となる2040年頃の課題を見据え、より一層の協調・連携を進め、圏域としての持続可能な成長・発展を目指すため、平成30年7月9日に「8市連携市長会議」を開催し、短期、中長期の両面から取組を進めることに合意した。

その後、実務的な協議を進め、令和元年度には、具体的な取組として訪日外国人観光客向け英語マップの作成・配布や、自治体間の連携や連携につながる施策（好事例）についての情報共有、さらには総務省「令和元年度 新たな広域連携促進事業」の委託団体に選定され、「8市の現状及び8市間における広域連携の課題に関する基礎調査」※（以下「基礎調査」）等を実施した。

※「基礎調査」は、横浜市のホームページからダウンロード可能です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/renkei/8shi/soumushou.html>

(2) 目的

横浜市は、昨年度に引き続き、総務省の「令和2年度 新たな広域連携促進事業」に応募し、昨年度に整理した2040年頃の行政サービスの維持・向上を実現するための取組の方向性に加え、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」）から市民生活を守り、新たな日常生活に適応するために必要な8市間の連携施策の中から、具体的な検討テーマを8市連携市長会議において決定する。

そのため、連携施策の検討に必要な裏付けとなる、8市の行政需要及び経営資源に関する長期的な変化・見通しの客観的なデータ等を整理する。

また、2040年頃に各市の中核を担う若手職員が集い、広域連携に対する意識醸成、基礎知識を習得する勉強会を開催し、職員間の将来にわたるネットワークを構築する。

事業の実施にあたって、効率的に業務を進めるため、データ収集・分析、研修、会議運営の補助等の業務について、豊富な実績とノウハウを持つ民間企業に再委託するものである。

5 業務内容

(1) 「8市の未来予測」の分析・整理

昨年度に作成した「基礎調査」をベースに、「感染症」の影響やそれに伴う新たな生活様式等の視点を加え、8市の行政需要及び経営資源に関する長期的な変化の見通しの客観的なデータや全国の地方自治体の先進事例の収集、市民ニーズの把握等の実施により加筆・再構築し「8市の未来予測」として分析・整理する。

(2) 若手職員勉強会の実施

2040年頃に8市の中核を担う若手職員が集い、広域連携に対する意識醸成、基礎知識の習得及びネットワークを構築する場として勉強会を企画・運営する。

対象：8市の職員のうち企画及び事業担当部署を中心とした20～30代の職員

回数：半日単位を3回程度

人数：各回10～30名程度（1市あたり1～3名程度）

※ 原則、会場は受託者と相談の上、横浜市が用意する。

(3) 会議の運営補助

契約期間内に横浜市が事務局として実施する会議開催に係る運営を補助する。

ア 会議の種類（回数の目安）

課長会議（1～2回）、部局長級会議（1回）、市長会議（1回）

イ 補助する内容

- ・市長会議用報告資料の作成（「8市の未来予測」概要、「若手職員勉強会」提言等）
- ・その他会議資料の作成補助
- ・議事録の作成

※ 会議の日程・会場・内容等の調整は横浜市が行う。

(4) 業務打合せ等

業務を進めるにあたり、横浜市と受託者で打合せ等（8回程度（着手時及び納品時のほか6回程度））を行う。また、8市間での会議の場等を用いて、7市（川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市）にもヒアリング等を行う。

(5) 調査のまとめ

(1)の「8市の未来予測」、(2)の「若手職員勉強会」の開催概要とあわせて、契約期間内の8市間の取組（横浜市が事務局として実施する会議等）を、一つの調査報告書として取りまとめる。調査報告書は概要版も含め、総務省の「令和2年度 新たな広域連携促進事業」の成果報告書として、総務省に納入する。

※ 業務実施にあたっては、別添の「新たな広域連携促進事業提案書」や、国の「第32次地方制度調査会」の答申、昨年度に本市が実施した『「基礎調査」等報告書』を踏まえること。

6 成果品

(1) 報告書：A4版縦型 30部

(2) 報告書概要版：30部

(3) 報告書、報告書概要版及び調査で作成した資料の電子データ（CD-R格納）：10枚

(図表は、報告書とは別にMicrosoft Officeで編集可能なファイル形式で格納すること。
また、統計等は、数値データもあわせて納品すること。)

- (4) その他、調査・検討過程の資料で横浜市が必要と認めるもの

7 その他

- (1) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者（専任である必要はない）を置き、横浜市と連絡調整を行うこととする。
- (2) 横浜市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合がある。
- (3) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に係わらず、横浜市と協議の上、計画を行うこととする。
- (4) 成果品については、横浜市に帰属するものとする。
- (5) 業務の全部を再委託することはできない。
- (6) 本委託のスケジュールについては、現時点で以下のとおり予定している。詳細は、受託者決定後に、受託者と打合せの上、決定する。

ア 上記5（1）に係る業務：契約締結後～2020年12月下旬頃

イ 上記5（2）に係る業務：2020年10月下旬～1月中旬頃

ウ 市長会議：2021年1月下旬～3月中旬で調整中